

野田川水系河川整備計画

平成17年6月

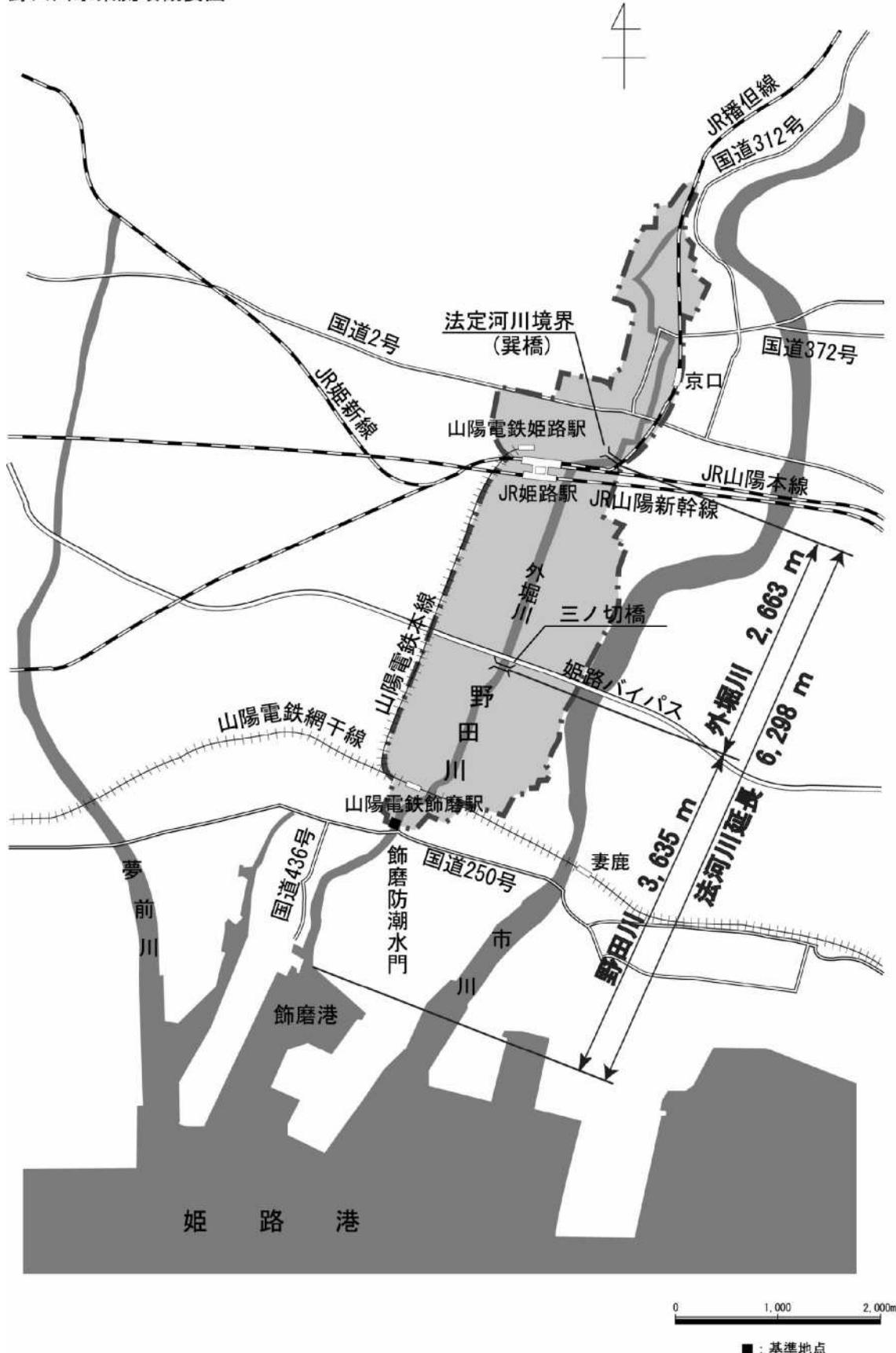
兵 庫 県

野田川水系河川整備計画

目 次

第1章 河川整備の目標に関する事項	1
第1節 流域及び河川の概要	1
第2節 河川整備の現状と課題	2
1. 治水の現状と課題	2
2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題	3
第3節 河川整備計画の目標に関する事項	4
1. 計画的に整備を進める区間	4
2. 計画対象期間	4
3. 河川整備計画の適用	4
4. 洪水・高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標	4
5. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標	5
6. 河川環境の整備と保全に関する目標	5
第2章 河川の整備と実施に関する事項	7
第1節 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに 当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要	7
第2節 河川の維持の目的、種類及び施行の場所	12
1. 河道の維持	12
2. 河川管理施設の維持管理	12
3. 許可工作物の維持管理に関する指導・監督	12
4. 河川占用及び許可工作物の設置等への許可・対応	12
5. 水量・水質の保全	12
第3節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項	13
1. 河川情報の提供に関する事項	13
2. 地域や関係機関との連携等に関する事項	13

野田川水系流域概要図



第1章 河川整備の目標に関する事項

第1節 流域及び河川の概要

野田川水系は、兵庫県南西部の姫路市に位置し、姫路城北東部に源を発し、旧城下町の街並みが今も残されている城東地区、JR姫路駅南部の姫路市街地、姫路バイパス、山陽電鉄を北から南へ縦貫しながら、播磨灘に注ぐ二級河川である。

特に、姫路バイパス付近の三ノ切橋から上流は、姫路城外堀と飾磨港を直結するために掘り進められた三左衛門堀という運河のなごりで、外堀川と呼ばれている。

その流域面積は 7.14km^2 、法定河川延長は野田川 3,635m、外堀川 2,663m で、外堀川より上流は普通河川で、そのうちの一部は農業用の用排水路となっている。

野田川流域の地形は、流域のほぼ全てが平地で、市川の氾濫原になっており、山陽電鉄から南部は埋立造成が進められ現在に至っている。

気候は、典型的な瀬戸内型の気候で、年平均気温は 15.3°C 、年間降水量は 1,256mm（平成元年～10 年平均 姫路測候所）と温暖で雨が少ない。

第2節 河川整備の現状と課題

1. 治水の現状と課題

野田川水系周辺は、平坦な地形に加え、特に下流部では地盤が低いため水はけが悪く、洪水や高潮による浸水の被害を受けやすい。

昭和 20 年代、30 年代には毎年のように浸水被害を受けており、昭和 40 年 9 月(台風 23 号)の高潮被害を契機に、昭和 48 年度より河川高潮対策事業として、三ノ切橋下流の本格的な河川改修が進められた。

平成 12 年度に野田川排水機場が完成し、ポンプは計画 3 台のうち 2 台が設置されている。三ノ切橋上流の外堀川でも、同時期に都市小河川改修事業で改修が進められていたが、昭和 51 年 9 月(台風 17 号)、平成 2 年 9 月(台風 19 号)などの洪水では大きな被害を受けた。また、平成 9 年度からは、三国橋上流を対象に都市基盤河川改修事業を実施している。

飾磨防潮水門下流は、港湾区域となっており、おおむね整備が完了している。

このように、河川改修は着実に進められているが、下流部（飾磨防潮水門～三ノ切橋）では河床掘削の進捗が遅れているため、流下能力が小さい箇所がある。周辺は密集した市街地であり、ひとたび氾濫すれば甚大な被害をもたらすことが予想され、できるだけ早期に改修を進めることが必要である。

また、三ノ切橋～JR 橋梁間については、市街地への溢水の危険性は少ないが、固定堰における流水の堰上げによって、公園部分の一部が浸水する恐れがある。

JR 橋梁より上流区間については、整備目標流量を流下できる河道断面が確保されていないため、たびたび浸水被害をもたらしている。

高潮対策としては、防潮水門閉鎖時の排水能力を向上させるため、野田川排水機場のポンプを 1 台増設することが必要である。

2. 河川の利用及び河川環境の現状と課題

野田川水系流域の農業用水は、主に市川から取水されており、その一部は外堀川上流を通り、かんがい区域に供給されている。

また、野田川水系流域の特徴として、豊富な地下水脈を利用した井戸の利用が現在でも多く残っていることがあげられる。

野田川水系流域および周辺では、ゆかたまつり・三左衛門堀川まつり・姫路お城まつり・姫路みなとまつり・恵美酒宮天満神社秋祭りなどが行われている。なかでも「三左衛門堀・川まつり」は外堀川が歴史的な河川であることを示すイベントとして特筆される。

河川周辺や流域は、ほとんど市街化が進んでおり、緑地などは小規模な都市公園などに限られているが、三ノ切橋から上流の外堀川は、姫路市の中心部において市街地と一体化した河川公園となっている。河川沿いには遊歩道、パーゴラ、^{あずまや}四阿、遊具施設等が整備され、ヤナギ等の植樹が作り出す緑豊かな水辺は、市民の憩いの場として貴重な空間となっている。

三ノ切橋から上流の外堀川にはコイ、フナ等の淡水性の魚類が生息している。三ノ切橋から下流の野田川は、感潮域の堀込河道で、汽水性のボラ等が生息している。

河川の河岸は、コンクリートブロック護岸などで整備されており、河岸植生等はほとんど見られない。ただし、外堀川には、一部に浮葉植物などが見られる。

水質汚濁にかかる環境基準の類型指定はされていないが、下水道施設の整備に伴い、近年では、BOD が 2mg/l 未満となっており、水質の向上が図られている。一方で、野田川についてゴミの多い川という印象を持つ人は多く、洪水時などには大量のゴミがたまっている。

河川環境や流水の正常な機能を維持するには、基礎資料としての河川流況の把握が必要であり、そのためには感潮域を考慮した適正な位置での流量データを蓄積しなければならない。また、沿川は密集市街地であるため、阪神・淡路大震災時のような緊急時における河川表流水の利用について配慮することが求められている。

親水性を高めるため、市街地に近い貴重な水辺空間である外堀川では、多様なイベント開催が可能となるような川づくりが望まれており、今後さらに水質を改善し、河床のゴミ等が除去が必要となる。

下流区間の野田川（飾磨防潮水門～三ノ切橋）の河岸は、中流区間の外堀川（三ノ切橋～J R 橋梁）に比べて、河岸に植生などが見られないため、より人工的な環境になっており、少しでも緑を取り入れる工夫が必要である。

また、市街地における貴重な水辺空間であることから、特に水辺の生物などの生息空間としての配慮が望まれている。

第3節 河川整備計画の目標に関する事項

1. 河川整備計画の対象区間

本河川整備計画では、野田川水系の法定河川区間を対象とする。

2. 計画対象期間

本整備計画の対象期間は、概ね30年とする。

3. 河川整備計画の適用

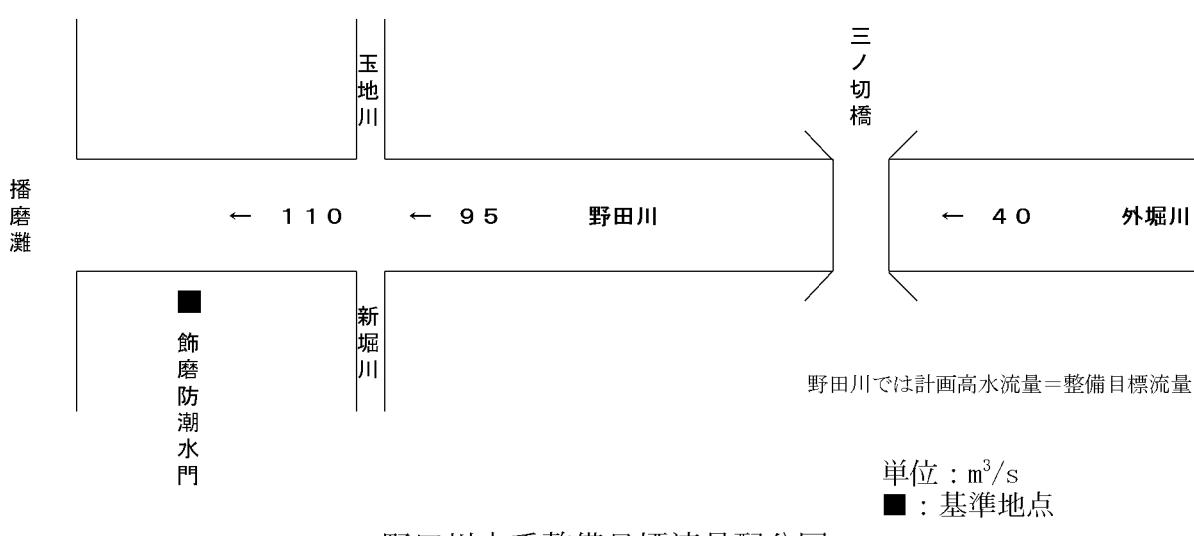
本整備計画は、「“ひょうご・人と自然の川づくり”基本理念・基本方針」に基づき、現時点での地域の社会状況、自然状況、河道状況に基づき策定するものであり、策定後の状況変化や、施策実施中並びに実施後のモニタリング等による施策の再評価に応じて、適宜計画の見直しを行う。

4. 洪水・高潮等による災害の発生防止または軽減に関する目標

本整備計画では、河川整備基本方針の目標達成に向けて、昭和40年9月、昭和51年9月などの既往の洪水を考慮して定めた計画高水流量の洪水に対して、沿川を防護することを目指すものである。

とくに、下流部（飾磨防潮水門から三ノ切橋）の周辺は密集した市街地であり、ひとたび氾濫すれば甚大な被害をもたらすことが予想されており、できるだけ早期に改修を進めていく。また、高潮時の浸水被害を防ぐため、高潮対策を実施する。

さらに、整備途上段階における施設能力以上の洪水や計画規模を超える洪水が発生した場合でも被害を最小限に抑えるため、情報伝達体制および警戒避難態勢の整備、浸水想定区域図の作成、水防時における住民の自主防災意識の向上等、総合的な被害軽減対策を関係機関や沿川住民と連携して推進する。



5. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

河川水の利用に関しては、今後、河川流況の把握に努めるとともに、現在の水利用のもとで、今後とも適正な水利用が図られるよう努める。

また、今後、新たな水需要が生じた場合には、関係機関と調整を行い、水資源の合理的かつ有効な利用の促進を図る。

また、阪神・淡路大震災時に河川水が消火用水として有効に使用されたことから、震災などの緊急時においては、河川の表流水の利用等が図られるように配慮する。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、今後流況等の河川状況の把握を行い、流水の清潔の保持、動植物の生息地または生育地の状況、地下水位の維持などの観点から調査検討を行った上で決定し、その確保に努めるものとする。

6. 河川環境の整備と保全に関する目標

河川環境の整備と保全に関しては、“三左衛門堀・川まつり”など流域に息づく歴史・文化や、現在の利用状況、利用要請を考慮し、水とふれあい親しみことのできる水辺空間の創出に努める。また、野田川水系が地域にとっての貴重な水と緑の自然空間であることを認識し、河辺林の保全など、生物の生息・生育環境に配慮する。

さらに、現況水質の改善を目指し、砂礫層、水際植生など本来河川の持つ浄化機能の保全と向上を目指す。

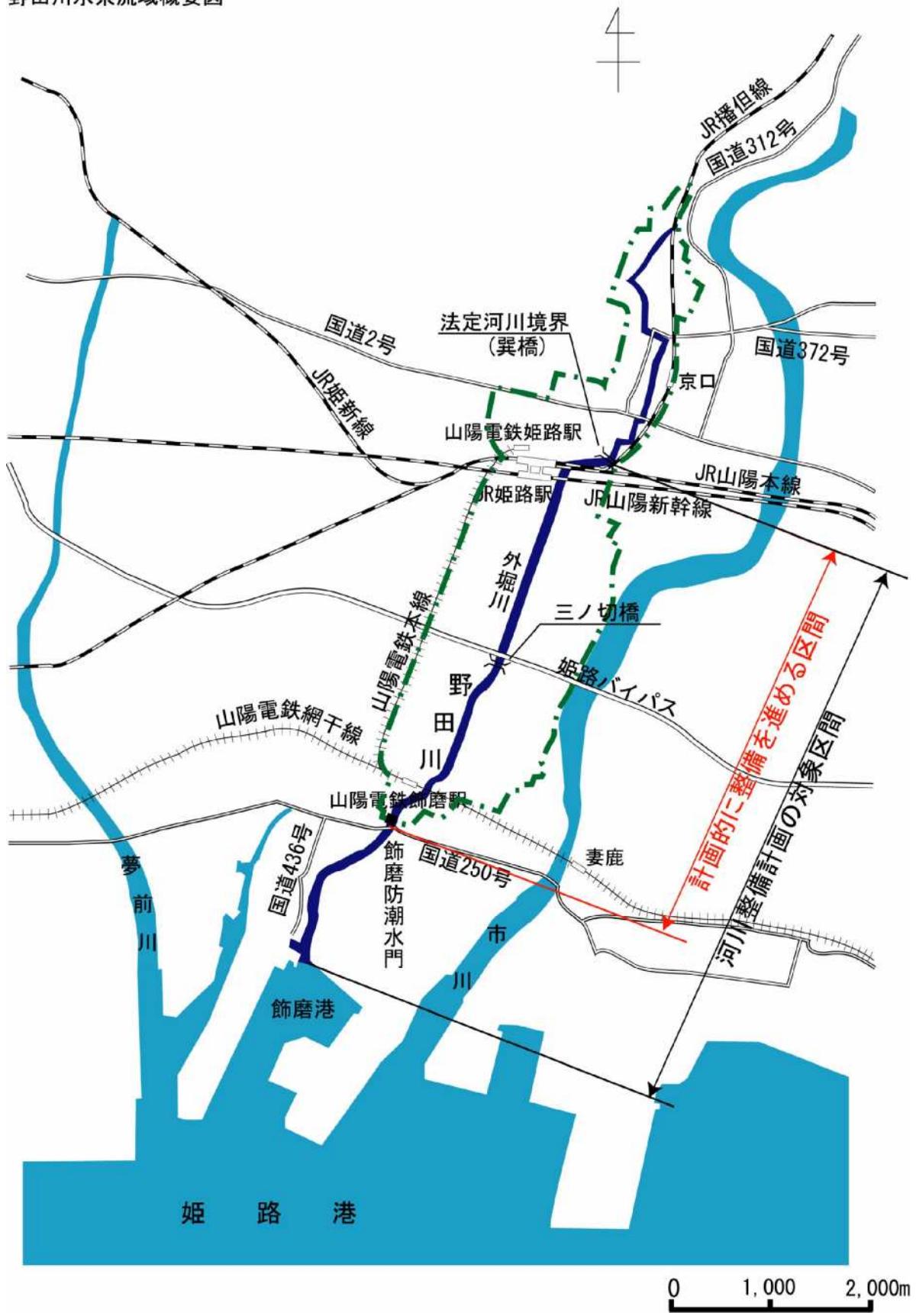
具体的には、飾磨防潮水門～三ノ切橋間の沿川は高度に利用されており用地に制限があるため、沿川の緑化等は困難な状況であるが、関係機関と協力して環境整備について検討していく。

三ノ切橋からJR橋梁までについては、現在行われている“三左衛門堀・川まつり”等のイベントを支援するとともに、今後の街づくりに合わせて、より親水性の高い空間となるよう関係機関と連携を図る。

JR橋梁より上流については姫路市施行の姫路駅周辺土地区画整理事業とあわせて改修を進め、新しい都市にふさわしい景観を持った河川の創出に努める。

また、計画的に整備を進める区間において、可能な箇所では、周辺の植樹などと一体となったビオトープ的空間づくりについても検討する。

野田川水系流域概要図



計画的に整備を進める区間

第2章 河川の整備と実施に関する事項

第1節 河川工事の目的、種類及び施工の場所並びに

当該河川工事の施工により設置される河川管理施設の機能の概要

整備区間と整備内容

河川名	整備場所	延長	主な整備内容
野田川	飾磨防潮水門～三ノ切橋	1,895m	河床掘削 野田川排水機場ポンプ増設 1台 (12.33m ³ /s)
外堀川	三ノ切橋～JR橋梁	2,025m	親水階段等の設置 河道改修（三国橋上流 230m）
外堀川	JR橋梁から上流	638m	姫路駅周辺土地区画整理事業とあわせ河道拡幅及び親水整備

（1） 飾磨防潮水門から三ノ切橋下流区間

現在進められている改修事業を継続して、飾磨防潮水門～三ノ切橋間について整備目標流量を流下できる断面を確保するための河床掘削を行う。

掘削に当たっては、平滑河床とせず、できるだけ自然な瀧筋みずあせが形成される形状とする。

また、震災などの緊急時には消火用水等として、河川表流水の利用が可能な設備について検討し、必要に応じて設置する。

安全対策として、昇降施設について検討し、必要に応じて設置する。

親水階段、緑化ゾーン及び水際植生形成の可能性を検討し、必要に応じて実施する。

当該河川工事の実施にあたっては、濁水流出の抑制、生息魚類の保護など環境に配慮した施工に心がけるとともに、掘削土砂搬出が周辺道路の交通に与える影響を軽減するための施工方法についても検討する。

また、河床部の掘削に伴う周辺地下水に与える影響については事前調査を行うなど現況の把握に努める。

また、高潮対策として、野田川排水機場においてポンプ（12.33m³/s）を1台増設する。

（2） 三ノ切橋からJR橋梁区間

三ノ切橋～三国橋間の固定堰については、施設管理者等と協議を行い、現在の水利用の機能を維持しながら整備目標流量の流下に支障のない形に改良することを検討するとともに、当該区間の親水性を高めるための方策を検討し、必要に応じて親水階段等の設置を行う。さらに生物の生息についても可能な工夫を検討する。

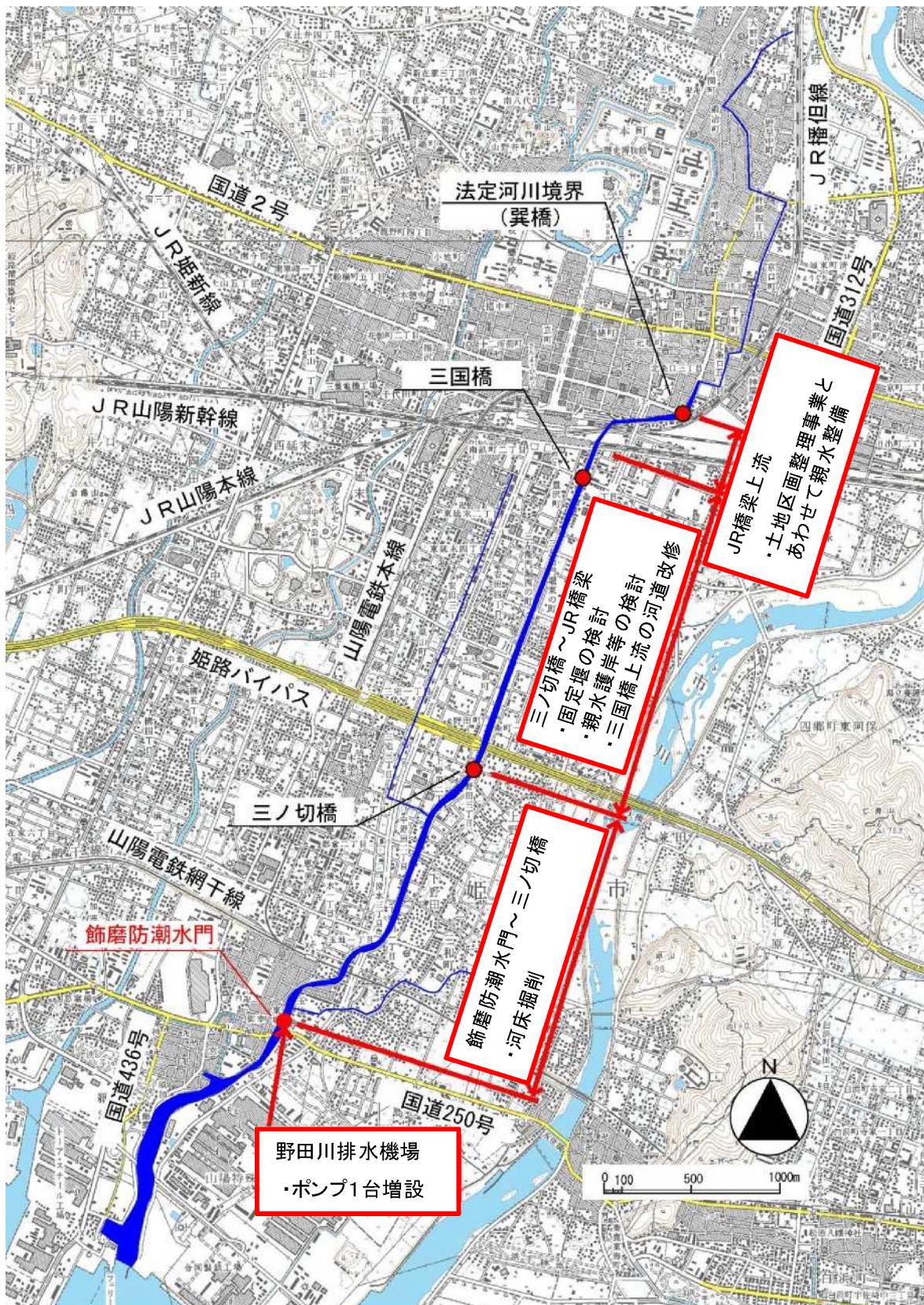
三国橋から上流 230mについては都市基盤河川改修事業によって親水階段等

を含む河道改修を進める。

(3) JR橋梁より上流の区間

外堀川のJR橋梁より上流については、姫路市施行の駅周辺土地区画整理事業などとあわせて改修を進め、必要な河積を確保するとともに、親水階段の設置等により、新しい都市にふさわしい景観を持った河川の創出に努める。さらに、ビオトープ的な空間創出の可能性についても検討する。

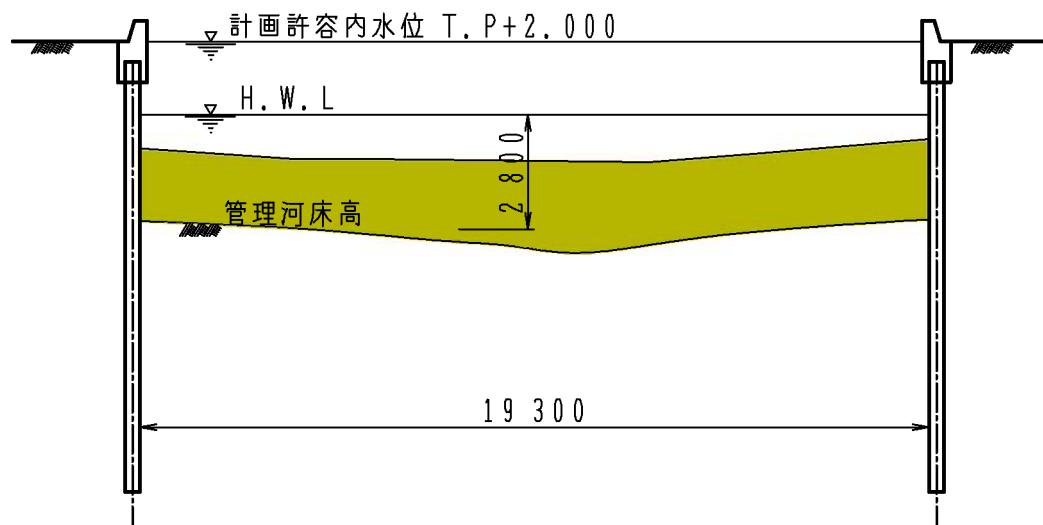
当該河川工事の実施にあたっては、濁水の流出を抑制するなど環境に配慮した施工に心がける。



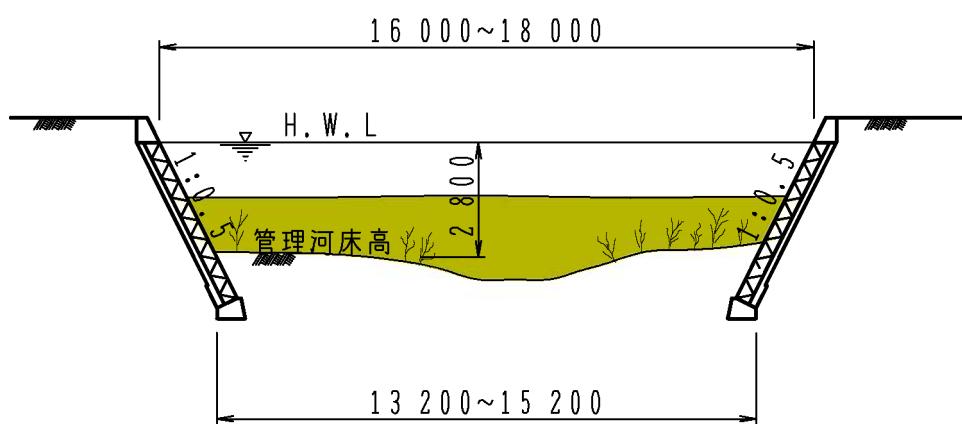
対策箇所位置図

代表断面図

飾磨防潮水門～山陽電鉄橋梁

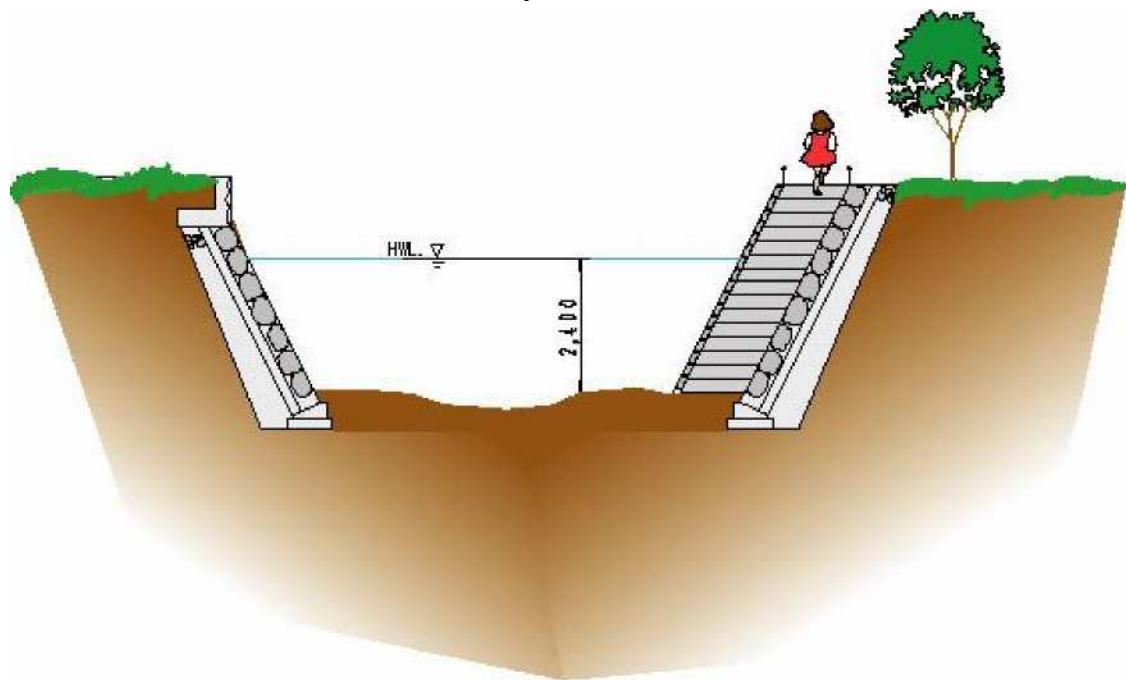


山陽電鉄橋梁～三ノ切橋



代表断面図

J R 上流区間



第2節 河川の維持の目的、種類及び施工の場所

野田川水系の良好な自然環境、景観、親水機能の確保に努めつつ、法定河川区間の河川管理施設の機能の維持を図るため、占用者及び関係機関と調整を図り、治水・利水・環境の視点から維持管理や点検を実施する。

また、今後の川づくりに資するために、基礎的なデータの蓄積を行う。

1. 河道の維持

河床の土砂堆積が著しく洪水の流下に障害となる場合は、環境に配慮しつつ河床掘削を行い、河積の確保を行うものとする。また、流下能力を確保するため、必要に応じて除草を実施する。

2. 河川管理施設の維持管理

洪水を安全に流下させるために、河川管理施設等の定期的な点検を行い、危険箇所、老朽箇所の早期発見とその補修に努める。また、高潮時には、浸水被害を防ぐため飾磨防潮水門を閉鎖するとともに野田川排水機場により、内水排除を行う。

3. 許可工作物の維持管理に関する指導・監督

野田川の法定河川区間には、固定堰及び橋梁等の許可工作物が設置されている。これらの許可工作物が河川管理上の支障となることが予想される場合は、許可工作物の施設管理者に速やかに点検・修理等を実施するよう指導・監督を行う。

4. 河川占用及び許可工作物の設置等への許可・対応

河川占用及び新たな工作物の設置ならびに施設の改築等については、本整備計画ならびに他の河川利用との整合を図りつつ、治水・利水・環境の機能に支障を来たさない範囲で許可する。

また、河川の治水・利水・環境の機能を妨げる不法投棄・不法占用・不法係留等については、必要に応じて流域自治体や関係機関と連携して指導を行っていく。

5. 水量・水質の保全

水量監視の基礎となる流量観測を適正な位置で実施し、流量データの蓄積を行うとともに、流水の清潔の保持や地下水位の維持などの観点から流水の正常な機能の維持に努め、渇水被害が危惧される場合には流域自治体や関係機関と調整を図り被害の最小化に努める。

河川の改修や維持管理に活用するために、関係機関と連携し水質などの環境調査を実施し、データの蓄積に努める。また、水質事故発生時には関係機関や流域住民との連携により早期発見に努めるとともに、事故の状況把握、関係機関への連絡、河川や水質の監視、事故処理等、関係機関と協力して、事故原因者に対して速やかに処理を実施するよう指導する。

第3節 その他河川の整備を総合的に行うために必要な事項

1. 河川情報の提供に関する事項

河川整備事業は、一定規模の洪水や高潮に対して、段階的に整備を進めることとなるため、近年各地で見られる集中豪雨など予想を上回る事態が発生した場合や、河川改修が途中の場合には、被害をまぬがれない。このような場合でも被害を最小限に抑えるため、平時より情報伝達体制および警戒避難態勢を整備し、降雨時における防災情報を速やかに提供することにより、地域の水防活動を支援する。

また、地域の特性や住民のニーズを反映させた河川整備を目指し、川づくりへの地域住民の主体的参加のための機会の確保や、情報の提供と要望の把握に努める。

2. 地域や関係機関との連携等に関する事項

計画規模を超える洪水が発生した場合には、地域住民の自主的な避難や水防活動が重要であることは明らかで、既存の河川施設などの機能を最大限に発揮できるよう、不法投棄・不法占用・不法係留等を監視するとともに、避難経路、避難場所の周知など、関係機関と連携して自主防災意識の向上を図るための活動を支援する。

ゴミ問題や水質の改善や河川環境の保全・創出等については、流域住民に野田川の現状と課題について認識してもらうための河川愛護精神の啓蒙に努めるとともに、河川管理者、姫路市、関連行政機関、地元住民などの連携を強化し、協働による問題解決に取り組む。